

特定国立研究開発法人法に基づく基本方針の概要

第1 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1. 特定法人による研究開発等の促進の意義

- 国全体として基礎から実用化までを通じて成果の最大化を図るとともに、世界に誇ることのできる仕組みを創り上げ、国際競争を勝ち抜く国力を培う

2. 特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向

- 国家戦略に基づき世界最高水準の研究開発成果を創出、普及及び活用の促進、国家的課題の解決を先導
- 我が国全体のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として、産学官の人材、知、資金等の結集する場の形成を先導
- 制度改革等に先駆的に取り組み、他の国立研究開発法人をはじめとする研究機関等への波及・展開を先導
- 長の明確な責任の下、迅速、柔軟かつ自主的・自律的なマネジメントの確保

第2 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

1. 資源の確保・充実

- 基盤的経費の確実な措置、効率化に関する削減目標数値の検討、適切な人件費の確保
- 外部資金獲得のインセンティブを高める仕組みの活用
- 先端研究施設の整備・運転・共用の促進、施設整備費等の必要な措置

2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

- 法人の長の任命と自主的な運営の尊重
- 研究開発等の特性に配慮した中長期目標の策定及び業務実績評価の実施、評価結果の科学技術・イノベーション政策への反映
- 研究開発等の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達
- 法人の長の解任、措置要求に当たっての留意事項
- 特定法人の範囲を含む関連制度の在り方、制度改革、運用改善の検討

第3 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

1. 法人の長のマネジメントの裁量の確保・尊重

- 法人の長がリーダーシップを存分に発揮できる運営の確保

2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化

- 国際的に卓越した人材を確保・育成するための体制
- 研究者が研究開発等に注力するための体制
- 産学官連携・協力に係る体制、企画・立案機能の強化
- 国際標準化活動を積極的に推進するための体制

3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実

- 研究不正防止、法令遵守・リスク管理体制の適切な構築と状況発信

第4 その他特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

- 総合科学技術・イノベーション会議の役割
- 各政府関係機関の協調体制の構築
- 「地方創生」の観点からの取組の推進
- 国立研究開発法人イノベーション戦略会議(仮称)の活用